

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

受託業者を決定するため、企画提案書及びプレゼンテーションにより、提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、評価点と価格点の合計点で判定する。

(1) 評価点（90点）

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容の評価する。

(2) 価格点（10点）

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は、10点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「評価点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

(4) 評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

2 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

(1) 提案者それぞれの「評価点」と「価格点」が異なる場合

「評価点」が高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。

(2) 提案者それぞれの「評価点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託候補者（第一交渉権者）を決定する。くじ引きを行う場合は、当該提案者へ別途通知する。

3 評価点の評価【90点】

(1) 評価項目及び配点

別紙4「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 項目点

評価対象の各項目を4段階で評価する。

評価	項目点
本市の要求水準を満たし、更に非常に優れた評価要素がある。	3点
本市の要求水準を満たし、更に優れた評価要素がある。	2点
本市の要求水準を満たす。	1点
本市の要求水準を満たさない。	0点

イ 加重項目

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重項目を設定する。

ウ 評価点の計算

評価点は、次の式により計算する。

項目ごとの評価点＝項目点×加重項目

評価点＝項目ごとの評価点の合計

エ 採点方法

別紙4「提案内容評価表」に基づき、各審査者が採点した点数について、各項目の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出する。算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。項目ごとの平均点を合計する。

なお、同じ最高点、最低点を付けた審査者が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。

4 価格点【10点】

価格点の計算は、以下の式により行う。算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

最低提示価格／貴社提示価格×10点

提示価格が本市の示した委託金額の上限を超過している事業者については、評価点が優れている場合であっても採用しない。年度ごとの上限を超過している場合も同様である。